

対象とならない活動・事故

補償制度適用対象外

- (1) 夏祭りの神輿レース等の危険度が高い祭礼
- (2) 市民活動の主催又は共催に当たり職務として従事している活動
- (3) 園児・児童・生徒を対象とした学校管理下での活動
- (4) 山岳又は海難救助ボランティア活動及び災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- (5) 銃器を使用する害虫駆除ボランティア活動
- (6) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用するもの
- (7) 戦争、変乱、暴動又は労働争議等の社会的騒乱による事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象による事故

賠償(責任)事故の場合

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (3) 賠償補償対象者が業務の従事中に被った身体障害（障害を起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (4) 賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (5) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事による賠償責任
- (6) 賠償補償対象者が所有、使用若しくは管理する自動車又は動物による賠償責任
- (7) 保険会社の賠償責任保険約款に定める事由によるもの

災害等補償事故の場合

- (1) 災害等補償対象者の故意若しくは重大な過失又は法令違反による事故
- (2) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性及び爆発性その他の有害な特性による事故
- (3) 災害等補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (4) 災害等補償対象者が無免許、飲酒、及びシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 災害等補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (6) 大気汚染又は水質汚濁等の環境汚染による事故
- (7) 保険会社の費用利益保険約款に定める事由によるもの